

今後の車椅子使用者用便房等のトイレ整備のあり方と適正利用の推進について

■ 今後のトイレ整備に求められる基本的な内容

(1) 車椅子使用者用便房等の機能分散の推進に必要な考え方

- 機能分散の対象として、**乳幼児連れ用設備やオストメイト用設備を一般トイレ内に設置**することを推進。
- トイレブロック単位での機能分散が難しい場合、**施設全体での整備や近隣の公共的施設との連携**も有効。
- 車椅子使用者用便房等の利用集中の一因である一般トイレの混雑解消のため、**適正な一般便房数の確保**が望ましい。

(2) 多様な利用者特性への対応

- 大型の電動車椅子でも利用でき、介助用の大型ベッドを設置した広めの便房を1以上整備**することを推進。
- 同行者との利用や、異性介助の視点等を踏まえた男女共用で利用が可能なトイレ空間の整備**の推進。
- 利用者の動きを想定した乳幼児連れ用設備（ベビーチェア、おむつ交換台等）の配置等**の実施。
- 一般便房の利用意向がある視覚障害者等や、感覚過敏などの**多様な利用者の特性に配慮した整備**の実施。

(3) 多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供の推進

- 施設内でのトイレの整備状況等について、ウェブサイト等による**施設利用における事前情報の提供**が必要。
- 施設全体の位置関係を示す**フロアマップ等によるトイレの位置・利用可能な設備等の情報提供**が重要。
- ICTの活用等による**利用集中の解消を目的とした一般トイレも含めた選択肢の情報提供**を推進。

■ 車椅子使用者用便房等の適正利用の推進

(4) 適正利用の推進に向けた広報啓発・教育等の充実

- 機能分散の状況に合わせて、**当該便房の対象を明確にしたり、適正利用の配慮が必要な高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）であることを示す**とともに、**設置された設備等をピクトグラム等で明示**することが望ましい。
- 「急を要するなどやむを得ない場合を除き、必要な方以外は利用を控える」といった**「基本的な考え方」に基づいた適正利用の広報啓発**が必要。
- 機能分散の考え方を事業者や利用者へ周知**する等、利用者の行動を変容させる**教育活動等の取組**が必要。

＜男女共用トイレに機能分散を推進した場合＞



各種
ガイドライン等
への反映

広報啓発・
教育ツール
の充実

今後のトイレ整備に求められる基本的な内容

(1) 車椅子使用者用便房等の機能分散の推進に必要な考え方

- 機能分散について、平成23年度調査以降、各種ガイドライン等でも推進し、少しずつ考え方の浸透は見られるが、
 - ・ 具体的にどのような設備を分散すればよいのか事業者等に伝わっていない
 - ・ 一般トイレに設備が分散されていても、利用者のニーズに合致した整備がなされていない
 などの理由により、引き続き車椅子使用者用便房等に利用が集中している実態があるため、**機能分散を行う際に参考となる考え方**を以下のように示す。

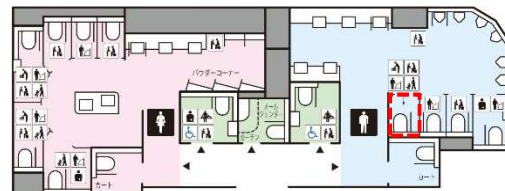
① 車椅子使用者用便房等に集約された機能の分散化の検討

○乳幼児連れ用設備の機能分散化

- ・ ベビーカー利用や乳幼児連れ等の場合、区画の広さが必要だが、長時間の利用が予測されるため、**原則として車椅子使用者用便房と区分**することが求められる。
- ・ 大規模ターミナル駅や大型商業施設等では、**乳幼児連れ用設備を集約した区画スペースの確保**が求められる。
- ・ **ベビーチェアやおむつ交換台**は一般トイレ内に**男女別若しくは男女共用で広めの区画を設けて設置**することが効果的。

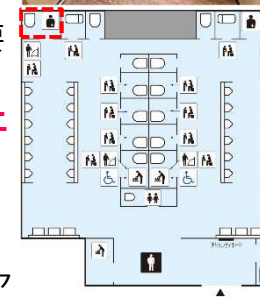


一般トイレ内の乳幼児連れ用設備（成田国際空港）



○オストメイト用設備の機能分散化

- ・ 車椅子使用者でないオストメイトの方が、気兼ねなくトイレを利用できるよう、一般トイレ内に**男女別もしくは男女共用でオストメイト用設備付き便房を設置**する。
- ・ 車椅子使用者でオストメイト用設備が必要である方を考慮し、**車椅子使用者用便房が複数設置される場合は、そのうち1以上にオストメイト用設備を設ける**ことが望ましい。
- ・ なお、乳幼児連れであるオストメイトの方の利用にも配慮し、同一便房内にベビーチェアも設置されることが望ましい。



一般トイレ内のオストメイト対応設備（NEXCO中日本）

② 施設全体での整備や近隣の施設との連携

- ・ ①の機能分散は、可能な限りトイレブロックごとに検討されることが望ましい。
- ・ 施設の構造上、トイレブロックごとの整備が難しい場合には、**施設全体での整備や近隣の公共的施設との連携**による分散配置や利用も考えられる。

③ 一般トイレにおける適正な便房数の整備

- ・ 車椅子使用者用便房等の利用集中の一因である一般トイレ内の混雑解消のため、類似施設の利用実態を参考とした**適正な便房数の確保**が望ましい。
- ・ 一般トイレ内の**便房の広さや出入口の幅を800mm程度確保**することだけでも当該便房を使用できる車椅子使用者等が増える可能性が高いことから、多様な利用者を想定した一般トイレ内の配置等の検討が望ましい。

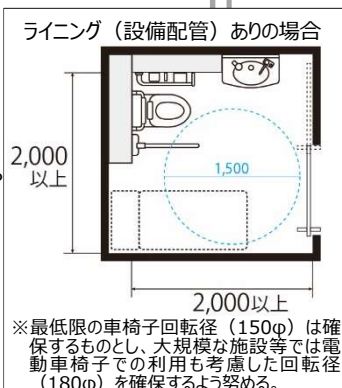
今後のトイレ整備に求められる基本的な内容

(2) 多様な利用者特性への対応

- 不特定多数の者が利用する公共トイレにおいては、様々な利用者の特性に配慮した整備が求められる。
- 特に、**多様な利用者の特性に配慮したトイレ整備を行うことは、施設全体の満足度向上に繋がる**観点からも、様々な利用者のニーズに配慮したトイレ整備が求められる。(複数の特性を有する場合もあることに留意。)

① 重度障害の車椅子使用者等の視点

- ・車椅子使用者の利用が想定される便房のうち、**1 以上は大型の電動車椅子での使用に配慮した広めの区画**(ライニングを含めない内法で2m×2m以上)とすることが望ましい。
- ・車椅子使用者用便房の区画を広めに設定することにより、②の大型ベッドの設置スペースも確保されることから、**重度障害者の視点と介助者の視点を共に盛り込むことが望ましい。**
- ・**長時間利用への対策(通報・自動解錠等)を行っている場合**、重度障害がある場合はトイレの使用時間が通常より長くなる実態も考慮し、適切な声かけや作動時間を長めに設定するなど、**利用者の尊厳が十分に守られるような最大限の配慮を行う必要**がある。



② 介助者の視点(異性・重度障害・知的障害・発達障害・高齢者等)

<共通>

- ・おむつ等の利用である場合には**大型ベッドの設置が必要**。
- ・介助者が異性であることも想定し、**男女共用トイレとすることが望ましい**。
- ・トイレ外部で利用者を待つための**ベンチ等を設ける**ことが望ましい。
- ・介助者の視線等を気にせず利用できるよう、**便房内にカーテン等の仕切りを設置**することが望ましい。

○介助対象者が**重度障害である場合**の視点

- ・車椅子から便器や大型ベッドへ移乗する場合は、**介助者の動き、着脱衣類や荷物等の置き場にも配慮した広めの区画が必要**。

○介助対象者が**知的障害・発達障害等である場合**の視点

- ・一人でのトイレ利用が困難で介助を必要とする場合、**2人以上が同時に便房内に入れる広さ**が望ましい。
- ・同伴者の排泄時に**当事者の待機スペース**を設けたり、**鍵をダブルで設けるなどの工夫**も合わせて検討することが望ましい。

③ 乳幼児連れの方の視点

- ・ベビーチェアは便器に座った場合に**手が届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設ける**ことが望ましい。
- ・**ベビーカーごとに入れる便房の設置**か、トイレ内外に近接して**ベビーカーを置いておくことができるスペース**を設けることが望ましい。
- ・おむつ交換台は**使用方法を考慮した便房内外での配置(作業スペースや視線等)**とすることが望ましい。

④ その他多様な利用者の視点

- ・視覚障害者に対する**音声案内や手すり等の充実**、トイレ内での**設備と内装・操作ボタンと周辺部等のコントラストへの配慮**等。
- ・発達障害等による感覚過敏への配慮として、**十分な換気等による臭気等の対策**、音や光について**可能な限り低刺激である設備機器の採用**等。
- ・多様な利用者への配慮がなされているかの点検、トイレ空間を清潔に保つための**定期的な清掃がなされるような清掃のしやすさに対する工夫**等。

今後のトイレ整備に求められる基本的な内容

(3) 多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供の推進

- 多くの利用者が**外出時のトイレ利用に不安**を持っており、**訪れてみたトイレが利用できない場合があるとトイレ利用自体を諦めることもある**など、こうしたトラブルを懸念して、短時間の外出としたり、水分摂取を控えたりといった制約をうけている人も一定程度存在している。
- トイレ利用の不安を少しでも解消するために、機能分散などによって多様な利用者がストレスなく利用できるトイレ環境を整備するだけでなく、**整備された設備や機能の種別、位置等をわかりやすく情報提供することが極めて重要**である。

①施設利用における事前情報の提供

- すべての人が安心してトイレを利用できるよう、施設の特성에応じて、可能な限り**ウェブサイト等により事前に情報提供することが求められる**（ウェブアクセシビリティに配慮）。
- 設備の具体的な状況には、**設備の概要をわかりやすく示すほか、写真等によって視覚的にわかりやすく伝えることも有効**。
- 大型ベッドやオストメイト用設備等が、当該施設内にない場合は、**近隣の公共的施設等の情報にも容易にアクセスできるよう工夫**することが望ましい。



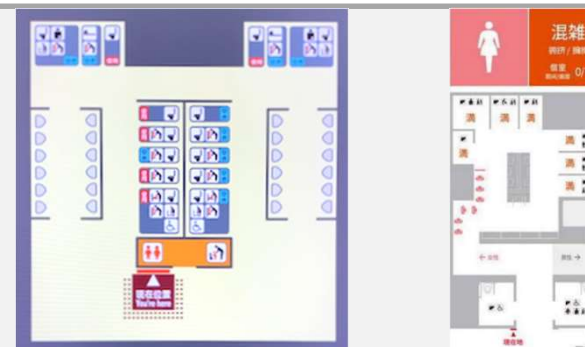
②施設内での的確な情報提供

- 施設全体の位置関係を示す**フロアマップ等によりトイレの位置を示すことが重要**。
- 施設内に複数あるトイレのうち、**特定のトイレにのみ設置されている設備がある場合には、フロアマップ等で具体的な設備を明示**することが望ましい。



③利用集中の解消を目的とした一般トイレも含めた選択肢の情報提供

- トイレの入口付近に、**当該トイレブロック内に整備されている設備の状況を案内図等で示すことが望ましい**。
- ICT技術の活用等により、**一般トイレ内の混雑状況を表示すること等により、他のフロア等に設置されたトイレへ利用者を誘導**することも有効。
- 車椅子使用者用便房等の付近に一般トイレが設置されていない場合、利用集中を避けるために**近隣のトイレの位置や経路、距離、設置されている設備等を案内**することが望ましい。



便房利用状況を示す出入口のデジタルサイネージ
(左：NEXCO中日本 右：成田国際空港)

車椅子使用者用便房等の適正利用の推進

(4) 適正利用の推進に向けた広報啓発・教育等の充実

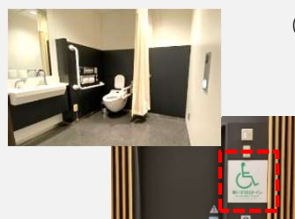
- 令和2年のバリアフリー法改正により、**高齢者障害者等用施設等である便房等（バリアフリースイートイレ）の適正利用を推進することが、国、地方公共団体、施設設置管理者、国民等の責務**とされているところ。
- 適正利用にかかる「基本的な考え方」を踏まえて、次のような取組方針により適正利用の推進に努めることとする。

①機能分散の効果が発現されるような表記等による周知

- ・高齢者障害者等用便房（バリアフリースイートイレ）について、一般トイレの利用で支障ない人も含めて誰でも使用できるような「**多機能トイレ**」「**多目的トイレ**」等の名称ではなく、**設置された設備や機能が必要な人が対象であることが伝わる情報提供、表記等とすることが必要。**

○機能分散が適切になされている場合

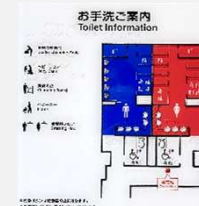
- ・車椅子使用者の利用が可能な場合には「**車椅子対応トイレ**」、オストメイト用水洗設備が設置されている場合には「**オストメイト対応トイレ**」・・・と**利用対象者を明確にすると共に、付加されている設備や機能をピクトグラム等で表示**するよう努める。



機能分散し、「車椅子対応トイレ」と表示している例（有明アリーナ）

○機能分散検討後も複数機能が設置される場合

- ・設置された設備や機能、広さの確保が必要な人が必要な時に利用できるよう、また、一般利用者が適正な配慮ができるよう、**当該便房が適正利用の配慮が必要な高齢者障害者等用便房（バリアフリースイートイレ）であることを示す必要があり、設置された設備や機能をピクトグラム等により明示**することが望ましい。



ピクトグラムのみで対象者や設備を示している例（成田国際空港）

- ・名称等は施設管理者等の専決事項ではあるが、設ける場合には**その表示はできる限りシンプルかつ適正利用の対象である高齢者障害者等用便房（バリアフリースイートイレ）であることがわかりやすいもの**とすることが望ましい。
- ・施設によっては、多くの海外事例のように、**トイレの名称等を明記せず、ピクトグラムのみで利用対象者を明確**にしている事例もあり、わかりやすさの観点からはこうした取組が効果的。

②車椅子使用者用便房等の利用集中を解消するための広報啓発・教育活動の充実

○施設利用者に対する広報啓発

- ・施設の利用者が「基本的な考え方」に基づいた適正な配慮に努めることができるよう、**当該施設に設置されたトイレについての適正利用の考え方を広報啓発することが重要。**
- ・機能分散を推進し、一般便房内に障害者等用設備を設置している場合には、**機能分散の考え方についても普及啓発することが必要。**

○教育活動の充実

- ・国は、**適正利用の考え方を広く事業者等に周知**するほか、施設整備の際に参考となる**基準やガイドライン等の周知の際に、機能分散の推進を働きかけることが重要。**
- ・地方公共団体は、**広報啓発活動を推進**するほか、利用者の継続的な育成という観点から、**学校教育や市民教育の場を通じて、多様な利用者の特性の理解を促進し、トイレの適正利用を働きかけることが重要。**